

付属文書 3

製品貿易のアーリーハーベスト産品に適用される双方セーフガード措置

1. 輸入側がアーリーハーベスト計画を履行したことにより、相手側から輸入する特定産品の数量が絶対的に増加、或いはその生産量と比較して相対的に増加し、かつこの種の状況がすでにその同類或いは直接競合する産品を生産する産業に対して重大な損害が発生した、或いは重大な損害が発生する恐れがある場合、輸入側は相手側に対して、双方が満足できる解決案の協議を要求できる。

上述の規定に基づいた調査の結果、一方が双方セーフガード措置をとることを決定した場合、影響が及ぶ産品に適用する関税率は、双方セーフガード措置をとった時に実施する世界貿易機関締約国に普遍的に適用されている非臨時的輸入関税の税率に引き上げることができる。

2. 双方セーフガード措置の実施期限はできるだけ短縮し、輸入側産業が受ける損害を除去或いは防止する範囲を限度として、最長で1年を超過してはならない。
3. 一方がある産品に対して実施した双方セーフガード措置を終了する場合、当該産品の関税率は、「海峽兩岸経済協力枠組み協定」付属文書1に規定する関税率引下げ様式に基づいて、当該措置終了時の関税率に合わせて執行する。
4. 双方セーフガード措置を実施する場合、本付属文書中に未規定の規則に対しては、双方は世界貿易機関の「セーフガードに関する協定」を準用するが、世界貿易機関の「セーフガードに関する協定」第5条に列記する数量制限措置及び第9条、第10条、第14条は適用しない。
5. 本付属文書が世界貿易機関の「セーフガードに関する協定」条項を準用する場合、いわゆる「物品貿易理事会」或いは「セーフガード委員会」は、いずれも「海峽兩岸経済協力枠組み協定」に言う「兩岸経済協力委員会」を指す。
6. 一方は相手側の同一産品に対して、同時に以下の措置を実施してはならない。
 - (1) 双方セーフガード措置。
 - (2) 「1994年の関税及び貿易に関する一般協定」第19条及び世界貿易機関の「セーフガード措置」に規定する措置。